

○火災予防条例施行規則

改正	昭和 51 年 04 月 01 日	規則第 03 号	平成 07 年 03 月 23 日	規則第 2 号
	昭和 57 年 10 月 01 日	規則第 07 号	平成 17 年 11 月 30 日	規則第 6 号
	昭和 60 年 12 月 01 日	規則第 13 号	平成 21 年 05 月 29 日	規則第 4 号
	平成 02 年 05 月 21 日	規則第 01 号	平成 24 年 11 月 29 日	規則第 3 号
	平成 04 年 05 月 30 日	規則第 06 号	平成 26 年 07 月 22 日	規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、火災予防条例（昭和 48 年条例第 22 号、以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(標識)

第 2 条 条例に規定する標識は、別表によらなければならない。

(様式)

第 3 条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第 42 条の 2 第 3 項による指定催しの指定通知書（様式第 1 号）
- (2) 条例第 42 条の 2 第 3 項による火災予防上必要な業務に関する計画提出書（様式第 2 号）
- (3) 条例第 43 条第 1 項に規定する防火対象物使用開始届出書（様式第 3 号及び様式第 3 号の 2）
- (4) 条例第 44 条第 1 号から第 8 号の 2 までに規定する火を使用する設備の設置届出書（様式第 4 号）
- (5) 条例第 44 条第 9 号から第 12 号までに規定する発電設備設置届出書（様式第 5 号）
- (6) 条例第 44 条第 13 号に規定するネオン管灯設備設置届出書（様式第 6 号）
- (7) 条例第 44 条第 14 号に規定する水素ガスを充転する気球の設置届出書（様式第 7 号）
- (8) 条例第 45 条第 1 号に規定する火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書（様式第 8 号）
- (9) 条例第 45 条第 2 号に規定する煙火の打上げ又は仕掛届出書（様式第 9 号）
- (10) 条例第 45 条第 3 号に規定する催物開催届出書（様式第 10 号）
- (11) 条例第 45 条第 4 号に規定する水道の断水又は減水届出書（様式第 11 号）
- (12) 条例第 45 条第 5 号に規定する道路工事届出書（様式第 12 号）
- (13) 条例第 45 条第 6 号の規定による露店等の開設届出書（様式第 13 号）
- (14) 条例第 46 に規定する指定数量未滿の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出書及び廃止届出書（様式第 14 号及び様式第 14 号の 2）
- (15) 条例第 45 条の 2 に規定する指定洞道届出書（様式第 15 号）

(禁止行為の解除承認申請)

第4条 条例第23条第1項ただし書の規定により喫煙若しくは裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持込みについて承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書(様式第16号)を消防長に提出しなければならない。

(タンクの水張検査等)

第5条 条例第47条の規定によりタンクの水張検査又は水圧検査(以下「水張検査等」という。)を受けようとする者は、タンク検査申請書(様式第17号)を消防長に提出しなければならない。

2 タンクの水張検査又の結果、条例第31条の4第1号、条例第31条の5第4号及び第31条の6第2号の技術上の基準に適合するときは、タンク検査済証(様式第18号)を交付する。

附則

この規則は、公布日から施行する。

附則(昭和51年4月1日規則第3号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則(昭和51年10月1日規則第7号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附則(昭和60年12月1日規則第13号)

この規則は、昭和60年12月1日から施行する。

附則(平成2年5月21日規則第1号)

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附則(平成4年5月30日規則第6号)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附則(平成7年3月23日規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則(平成17年11月30日規則第6号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附則(平成21年5月29日規則第4号)

この規則は、公布日から施行する。

附則(平成24年11月29日規則第3号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附則(平成26年7月22日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

根拠条文	規制事項 標識理の種類	寸法		色	
		幅cm	長さcm	地	文字
第8条の3第1項及び第3項 第11条第1項第5号及び第3号 第12条第2項及び第3項 第13条第2項及び第4項	燃料電池発電設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備 } である旨の標識	15以上	30以上	白	黒
第17条第3号	水素ガスを充てんする気球の掲揚場所の立入を禁止した標識	30以上	60以上	赤	白
第23条第2項	「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込厳禁」と表示した標識	25以上	50以上	赤（条令）	白（条令）
第23条第4項	「喫煙所」と表示した標識	30以上	10以上	白	黒
第31条の2第2項第1号 第33条3項 第34条第2項第1号	危険物 指定可燃物 } を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識	30以上	60以上	白	黒
第31条の2第1号 第33条2項 第34条第5号	危険物 指定可燃物 } の品名、最大数量等を掲示した掲示板	30以上	60以上	（※注）	
第39条第4号	定員表示板	30以上	25以上	白	黒
第39条第4号	満員札	50以上	25以上	赤	白